

令和4年度八尾市地域公共交通制度設計検討業務事業者選定基準

1. 選定方法

- (1) 審査対象となった提案について、「2. 評価基準」に基づき、選定委員会により審査を行い、評価項目①～③の合計を「提案点」、評価項目④を「価格点」として算出するものとする。また、提案点と価格点の合計点数を「評価点数」とし、各委員の評価点数の平均点を「総合評価点数」とする。
- (2) 「評価点数」は100点を満点として、内訳は「提案点80点」、「価格点20点」とする。
- (3) 申請者が4者以上ある場合は、事前書類審査を実施し、評価項目①～②の合計点を事前審査評価点とし、各委員の事前審査評価点の平均点を算出し、その平均点の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- (4) 審査はプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、価格点を合計し優先交渉権者を選定する。
- (5) 総合評価点数の同じ者が2者以上あるときは、提案点の高い者を優先交渉権者として選定する。なお、提案点も同じ場合は、①-Bにおいて点数の高い者を優先交渉権者として選定する。
- (6) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。
- (7) 優先交渉権者の総合評価点数が6割に達しない場合、再募集とする。
- (8) 申請者が1者であっても書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合評価点数が6割を超えた場合その者を優先交渉権者として選定する。

2. 評価基準

- 各評価項目について、評価内容に記載の観点から評価し、採点する。なお、審査は事業者名を伏せて行う。
- 総合評価点数は選定委員の平均点(評価点数合計/選定委員数)とする。
- 事前書類審査で事前審査評価点(ア～エ)を算出し、その平均点(事前審査評価点合計/選定委員数)の高い上位3者を選定。
- プレゼンテーション審査時は、業務に対する取り組み姿勢(オ、カ)及び価格点(キ)の内容も踏まえた総合的評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- 記載がない項目は0点とする。

評価項目	配分点		評価内容	評価点			評価
				A	B	点	
①-A 当該業務の実施にあたり、考え方や検討の進め方について	15	15	八尾市の公共交通に関して、経過及び現状を把握した上で具体的な提案ができています。	A	極めて良好	15点	ア
				B	良好	12点	
				C	普通	9点	
				D	やや不十分	6点	
				E	不十分	3点	
①-B 仕様書に定める業務についての具体的な方法について	20	20	地域との意見交換の運営方法についての効率的かつ具体的な提案ができています。	A	極めて良好	20点	イ
				B	良好	16点	
				C	普通	12点	
				D	やや不十分	8点	
				E	不十分	4点	
①-C その他、仕様書に定めがないことについて、貴社が実施できることについて	15	15	仕様書に定めのない内容で、当該業務を効率的、効果的に実施するため有効となる内容について提案がある。	A	極めて良好	15点	ウ
				B	良好	12点	
				C	普通	9点	
				D	やや不十分	6点	
				E	不十分	3点	
② 業務実施体制	10	10	人員配置、指揮系統等、業務の目的を果たすための効果的な体制となっている。	A	極めて良好	10点	エ
				B	良好	8点	
				C	普通	6点	
				D	やや不十分	4点	
				E	不十分	2点	
③ 業務に対する取り組み姿勢	20	10	業務の着眼点・実施方針が適切で、取り組み意欲が強く感じられる。	A	極めて良好	10点	オ
				B	良好	8点	
				C	普通	6点	
				D	やや不十分	4点	
				E	不十分	2点	
	20	10	質問に対する応答が明快、かつ迅速である。	A	極めて良好	10点	カ
				B	良好	8点	
				C	普通	6点	
				D	やや不十分	4点	
				E	不十分	2点	
④ 経費見積書について	20	20	見積金額を相対評価し、見積額の低い事業者より順位を付ける。	A	見積額が低い	20点	キ
				B	↓	12点	
				C	見積額が高い	4点	
配分点計100		合計 ア～キ					